指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制についての合意書

千葉県総務部長(以下「総務部長」という。)と千葉県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設における指定管理者の管理から暴力団排除を徹底するため、相互の連絡体制について、下記のとおり合意する。

記

- 1 指定管理者の応募資格審査に関する情報提供
- (1) 総務部長は、指定管理者候補者の選定に際して、指定管理者に応募した法人及びその他の団体並びにそれらの役員等(法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。)が、次のいずれかの事由(以下「暴力団排除措置事由」という。)に該当するか否かについて、刑事部長に対し、文書(別記様式第1号)により照会することができるものとする。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。) 又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき
 - ②役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。) 若しくは これに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。) であるとき又は暴力団関係者が 経営に実質的に関与しているとき
 - ③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を 与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどして いるとき
- (2) 刑事部長は、前記(1)の文書による照会を受けたときは、当該事実について調査を 行い、その結果を、総務部長に対し、文書(別記様式第2号)により回答するものと する。

2 指定管理者に関する情報提供

- (1)総務部長は、県の公の施設について指定管理者の指定があったときは、指定管理者 及びその役員等に係る情報を、刑事部長に対し、文書(別記様式第3号)により速やか に通知するものとする。
- (2) 刑事部長は、指定管理者及びその役員等が、暴力団排除措置事由に該当することに 関する情報を得た場合は、総務部長に対し、文書(別記様式第2号)により速やかに 通報するものとする。
- (3) 総務部長は、指定管理者及びその役員等が、暴力団排除措置事由に該当するか否かについて、刑事部長に対し、文書(別記様式第1号)により照会することができるものとする。
- (4) 前記1の(2)の規定は、前記(3)の場合にこれを準用する。

3 その他

- (1) 総務部長及び刑事部長は、情報の交換及び確認の事務処理を円滑に行うため、必要に 応じて協議を行い、緊密な連携を図るものとする。
- (2) この合意に基づく情報交換等の内容については、指定管理者の応募資格審査及び指定管理者の監督業務以外に使用してはならない。
- (3) この合意書を所管する担当部署は、千葉県の指定管理者制度所管課及び千葉県警察本部の暴力団排除所管課とする。
- (4) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

この合意書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

千葉県総務部長鎌形悦弘

千葉県警察本部刑事部長 花 井 稔

							年	月	日	整	理番	号	
			指定	管理	者から	うの暴力団	排除に	関する	照会書				
	照	会 区	分	1 2		管理者応		-)
指定管理者 応募法人等 又は 指定管理者	商星	テスは	名称		111/1								
	所	在	地										
		1-1-2	等		職	E	5 名		生生	平月日	(半角	有)	Lat mad
				役		漢字	カナ(=	半角)	元号 MTSH	年	月	日	性別 (M・F)
		員											
	管理	対象施	設名										
				L 夕てドそ	一の役	 :員等は、?	欠の暴力	力団排卵	余措置事	事由の	いず	れかい	 C該当す
	上記法人等及びその役員等は、次の暴力団排除措置事由のいずれかに該当するか、否か												
	【指定管理者に係る暴力団排除措置事由】												
	①暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき												
	②役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に												
	関与しているとき												
	③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損												
照会事項	害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する												
	などしているとき												
	④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供												
	与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与して												
	いるとき												
	⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を												
	有しているとき												
	⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき												
/++:	2		いる	とさ									
備 考													
上記のとは	おり見	照会し	ます。)									
千葉県警察	察本語	祁刑事	部長	核	美								
							千	葉県	総務	部長			

							年	月	日	整	理番	号			
	管理者	皆から	力団排除に	こ関する	回答書	ド (通知	書)								
	商号	又は	名称												
指定管理者 応募法人等 又は 指定管理者	所	在	地												
						氏 名			生年	性別					
	役員			役	職	漢字	カナ(=	半角)	元号 MTSH	年	月	日	(M・F)		
		員	等												
	管理	対象施	設名												
	上	記法	人等	及びそ	の役	員等は、									
	1 次の暴力団排除措置事由のいずれにも該当しない														
	2 次の暴力団排除措置事由のうち()に該当する										ナる				
	【指定管理者に係る暴力団排除措置事由】														
	①暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき														
	②役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に														
回答(通	関与しているとき														
知)事項	③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損														
	害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する														
	などしているとき の沙昌笠が、鼻力団フは鼻力団関係者に対して次条笠が研究し、フは便宜が研														
	④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供 ちよるなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、なしくは関与して														
	与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているよう														
	いるとき														
	⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を をしていています。														
	有しているとき														
	⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき														
			('\d)												
考															
上記のとは	おり回	答(通知)	しる	ます。										
千葉県総	务部長		様												
							千葉	県警察	本部刑	本部刑事部長					

							年	月	日	整	理番	号		
指定管理者からの暴力団排除措置に関する指定管理者指定情報通知書														
	商号	子又は名	名称											
	所	在	地											
					職	氏 名			生生	性別				
			等	役		漢字	カナ(半	4角)	元号 MTSH	年	月	日	(M・F)	
指定管理者	役	員												
	答理	対象施	<u></u>											
	指	定	日											
	指定期間													
	711	/C /91	113	1	単独	 申請								
	申	請区	分											
	(グループの名称:)			
備														
考														
上記のとおり指定管理者指定情報を通知します。														
千葉県警察本部刑事部長 様														
	千葉県総務部長													